

「BEPS」プロジェクト を踏まえた多国籍企業 情報の報告書等に係る 制度の整備

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

経済界のコンプライアンス・コストを配慮しつつ、税務当局のために透明性を高めることを目的として多国籍企業の報告等(移転価格に係る文書化)に関するルールが整備されます。具体的には、多国籍企業グループに対して、①国別報告書(CbCLレポート:各国共通様式)、②マスターファイル、③ローカルファイルの3種類の文書を税務当局に提供(又は作成・保存)することが義務付けられます。

▶ **国別報告書:**

多国籍企業グループの各国別の所得、納税額の配分等、多国籍企業グループの各国別の活動状況に関する情報。多国籍企業グループ内の移転価格上の問題点の所在の有無を評価するために使用

▶ **マスターファイル:**

多国籍企業グループの組織・財務・事業の概要等、多国籍企業グループの活動の全体像に関する情報。多国籍企業グループ内の重大な移転価格上の問題点の存在の有無を評価するために使用

▶ **ローカルファイル:**

関連者間取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報。独立企業間原則の遵守状況を確認し、移転価格課税を行うために使用

以下は平成28年度税制改正大綱に基づく、日本における移転価格文書化の概要です。

| 文書名 | 適用時期 (適用初年度) | 免除規定 | 作成・提出期限 | 作成・提出期限 (例:3月決算・単体 納税で申告期限の 延長がある場合) | 使用 言語 | 提出ルート |
|-----------------|---|---|-------------------------------------|---|-----------------|---|
| 国別報告書 (CbCR) | 平成28年4月1日 以降に開始する 最終親会計年度 | 直前会計年度の連結 総収入金額が1,000 億円未満の多国籍 企業グループ | 会計年度終了 の日の翌日 から1年を経 過する日まで | 平成30年3月末 | 英語 | ▶ 最終親事業体から日本当局へ ▶ 最終親事業体の所在国当局から 日本当局へ (情報交換方式又は子会社提出 方式) |
| マスター ファイル | 平成28年4月1日 以降に開始する 最終親会計年度 | 直前会計年度の連結 総収入金額が1,000 億円未満の多国籍 企業グループ | 会計年度終了 の日の翌日 から1年を経 過する日まで | 平成30年3月末 | 日本語 又は 英語 | 内国法人又は 外国法人PEから日本当局へ (子会社提出方式) |
| ローカル ファイル | 平成29年4月1 日以後に開始する 事業年度分の法人 税及び平成30年 分以後の所得税 | 一の国外関連者との 前期の取引金額(受 払合計)が50億円未 満であり、かつ、当該 一の国外関連者との 前期の無形資産取引 金額(受払合計)が3 億円未満である場合 | 対象事業年度 の確定申告書 の提出期限 | 平成30年6月末 | 日本語 | 内国法人又は 外国法人PEから日本当局へ |

我が国においても、国別報告書及びマスターファイルの提出義務化に加え、ローカルファイルについても作成が義務化されることにご留意ください。

上記3種類の文書の税制改正大綱の内容は、以下のとおりです。
(以下は「平成28年度税制改正大綱【付記二】移転価格税制に係る文書化」の抜粋。)

国別報告書(CbCRレポート)

1. 概要

多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供義務者である法人は、当該多国籍企業グループに係る国別報告事項を、最終親事業体の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日までに、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、税務署長に提供しなければならないこととする。



2. 多国籍企業グループの範囲

適用される会計基準において、連結財務諸表を作成すべき企業集団(その連結財務諸表における連結親会社が他の連結財務諸表における連結子会社となる企業集団を除く)で、税務上の居住地国(恒久的施設及び外国における恒久的施設に相当するものの所在地国を含む)が異なる2以上の事業体を含むものとする。

3. 構成事業体の範囲

- (1)適用される会計基準において、連結財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載される事業体
- (2)規模の重要性を理由として連結の範囲から除外される事業体

4. 国別報告事項の項目

多国籍企業グループが事業活動を行う国ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額、その他必要な事項とし、「BEPSプロジェクト」の勧告で示されたOECD移転価格ガイドライン第5章改定案(以下「移転価格ガイドライン改定案」という)の別添3に示された記載項目と同様とする。

5. 提供義務者

国別報告事項の提供義務者は、下記(1)又は(2)に掲げる者とする。

(1) 多国籍企業グループの最終親事業体(構成事業体のうち、他の構成事業体を支配するものをいう。以下同じ)又は代理親事業体(国別報告事項を提供する者として最終親事業体が指定した当該多国籍企業グループの構成事業体をいう。以下同じ)である内国法人

(2) 多国籍企業グループの構成事業体である内国法人(最終親事業体又は代理親事業体に該当するものを除きます。以下(2)において同じ)又は恒久的施設を有する外国法人

なお、多国籍企業グループの構成事業体である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合には、これらの法人を代表する1社のみが国別報告事項を提供すれば足りることとする。

(注) 上記(2)に掲げる者が提供義務者となるのは、わが国の国税当局が、多国籍企業グループの最終親事業体(代理親事業体の指定がある場合には代理親事業体)の居住地国(わが国が締結した租税条約等の相手国に限る)を通じて、当該多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供を受けることができないと認められる場合に限る。

6. 提供義務者等に関する国税当局への報告義務

多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供義務者等を明らかにするために、国別報告事項の提供義務者及び国内に所在する他の構成事業体の名称、所在地、その他必要な事項を、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、税務署長に提供しなければならないこととする。

7. 国別報告事項の提供義務の免除

直前会計年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループについては、国別報告事項の提供義務を免除する。

8. 使用言語

英語とする。

9. 提供義務の担保策

国別報告事項を期限内に税務署長に提供しない場合の罰則を設ける。

10. 適用時期

上記の改正は、平成28年4月1日以後に開始する最終親事業体の会計年度に係る国別報告事項について適用する。

最終親事業体は、各国別の納税額等の情報を対象事業体から入手することが必要となるため、その入手可能性につき事前の検討が必要となります。その上で、作成された国別報告書が各国税務当局によってどのように検討されるのか、事前にリスク分析を実施し、当初報告期限までに必要に応じて見直しを行っていくことが必要と考えられます。

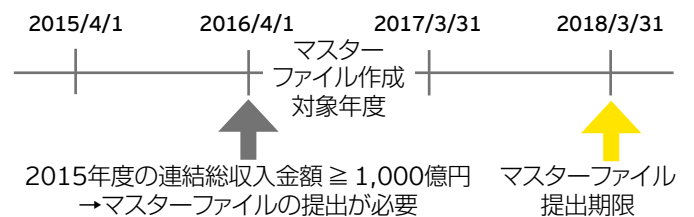
また、国によって提出義務の免除の基準が異なるため、上記5(2)及び注書きと同様の規定を盛り込む国においては、その国に対し、その国における構成事業体が国別報告書の提出を求められる可能性があります((例)2016年1月28日公表EU Directive草案。)

罰則の内容については、今後注視していく必要があります。

マスターファイル

1. 概要

多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供義務者である法人は、当該多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を、最終親事業体の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日までに、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、税務署長に提供しなければならないこととする。



2. 多国籍企業グループの範囲

適用される会計基準において、連結財務諸表を作成すべき企業集団(その連結財務諸表における連結親会社が他の連結財務諸表における連結子会社となる企業集団を除く)で、税務上の居住地国(恒久的施設及び外国における恒久的施設に相当するものの所在地国を含む)が異なる2以上の事業体を含むものとする。

3. 構成事業体の範囲

- (1)適用される会計基準において、連結財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載される事業体
- (2)規模の重要性を理由として連結の範囲から除外される事業体

4. 事業概況報告事項の項目

多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況その他必要な事項とし、移転価格ガイドライン改定案の別添1に示された記載項目と同様とする。

5. 提供義務者

事業概況報告事項の提供義務者は、多国籍企業グループの構成事業体である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人とする。なお、多国籍企業グループの構成事業体である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合には、これらの法人を代表する1社のみが事業概況報告事項を提供すれば足りることとする。

6. 提供義務者等に関する国税当局への報告義務

多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供義務者等を明らかにするために、事業概況報告事項の提供義務者及び国内に所在する他の構成事業体の名称、所在地その他必要な事項を、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、税務署長に提供しなければならないこととする。

7. 事業概況報告事項の提供義務の免除

直前会計年度の連結総収入金額が、1,000億円未満の多国籍企業グループについては、事業概況報告事項の提供義務を免除する。

8. 使用言語

日本語又は英語とする。

9. 提供義務の担保策

事業概況報告事項を期限内に税務署長に提供しない場合の罰則を設ける。

10. 適用時期

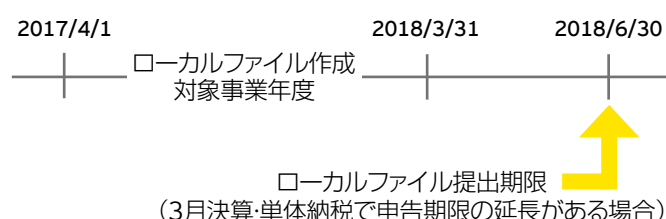
上記の改正は、平成28年4月1日以後に開始する最終親事業体の会計年度に係る事業概況報告事項について適用する。

国によっては対象事業体の定義が異なる(例えば、中国では株式の25%以上の所有で移転価格税制対象事業体とみなされる)ため、マスターファイルについてもいくつかのバージョンの作成が必要になる可能性があります。また、日本における提出期限が最速で平成30年3月31日である一方、他国の国内法により定められる提出期限が、日本の提出期限よりも早く規定される可能性があります。その場合は、他国の提出期限に合わせた対応が必要となります。なお、罰則の内容については、今後注視していく必要があります。

ローカルファイル

1. 概要

国外関連取引を行った法人は、当該国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(電磁的記録を含む。以下「ローカルファイル」という)を確定申告書の提出期限までに作成しなければならないこととする。



2. ローカルファイルの項目

租税特別措置法施行規則第22条の10第1項各号に掲げる書類について、記載項目の明確化等の所要の整備を行うとともに、移転価格ガイドライン改定案の別添2に示された記載項目を当該各号に掲げる書類に追加することとする。

3. 保存期間・保存場所等

ローカルファイルは、原則として、確定申告書の提出期限の翌日から7年間、国外関連取引を行った法人の国内事務所に保存しなければならないこととする。なお、書類の原本が国内にある場合は原本を、書類の原本が国外にある場合は写しを保存するものとする。

4. 同時文書化義務が免除される国外関連取引

一の国外関連者との前期(前期がない場合には当期)の取引金額(受払合計)が50億円未満であり、かつ、当該一の国外関連者との前期(前期がない場合には当期)の無形資産取引金額(受払合計)が3億円未満である場合には、当該一の国外関連者との当期の国外関連取引については、ローカルファイルの確定申告書の提出期限までの作成・保存義務(以下「同時文書化義務」という)を免除する。

5. 文書化の担保策

ローカルファイル等の提示又は提出(以下「提出等」という)がない場合の推定課税及び同種の事業を営む者に対する質問検査(以下「同業者調査」という)の要件を明確化する観点から、次の整備を行う。

(1)同時文書化義務のある国外関連取引に係る推定課税等

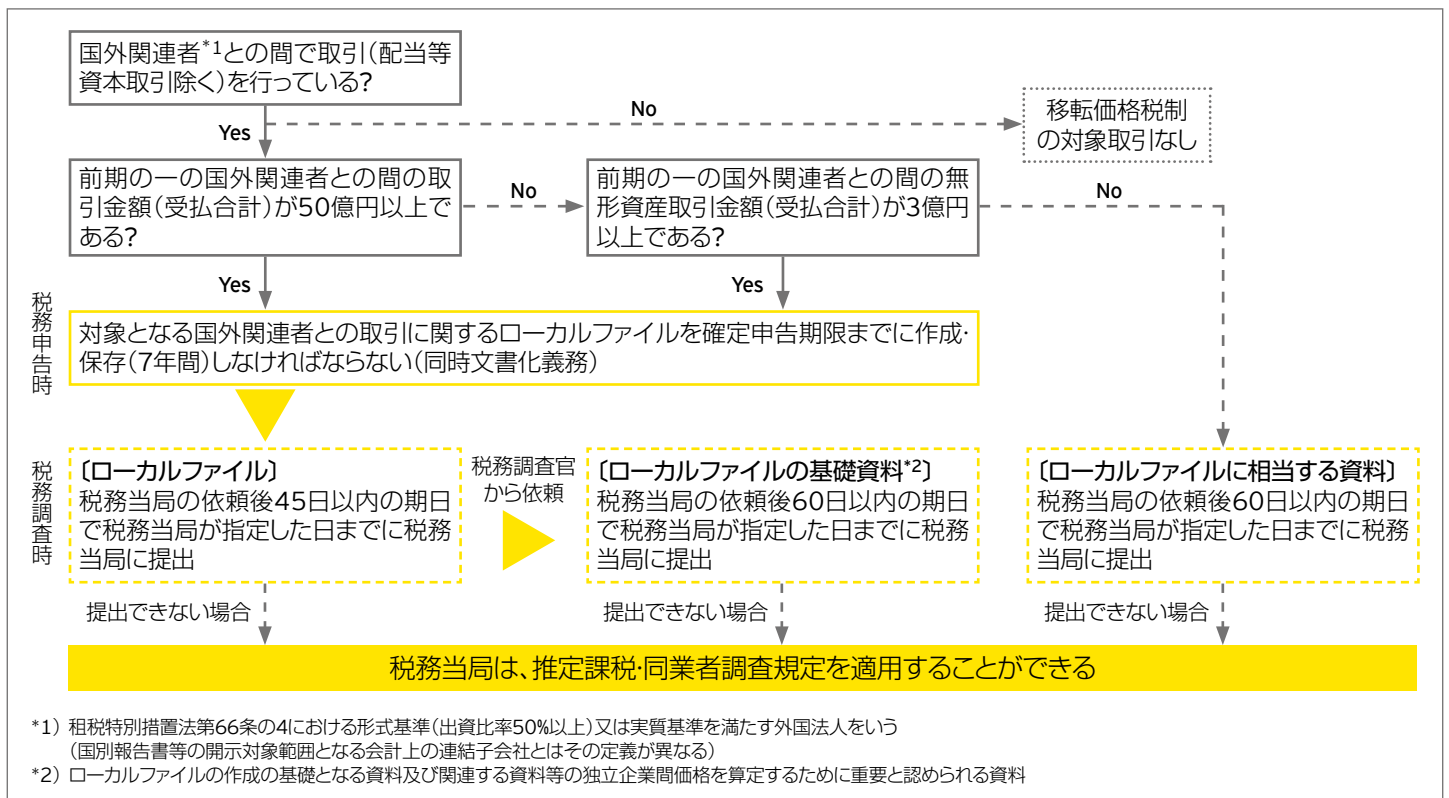
次に掲げる場合に該当するときは、推定課税・同業者調査を行うことができることとする。

- ① 同時文書化義務のある国外関連取引について、国税当局の当該職員が、ローカルファイルの提出等を求めた場合において、45日以内の期日で当該職員が指定する日までに提出等がなかったとき

- ② 同時文書化義務のある国外関連取引について、国税当局の当該職員が、ローカルファイルの作成の基礎となる資料及び関連する資料等の独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類の提出等を求めた場合において、60日以内の期日で当該職員が指定する日までに提出等がなかったとき

(2)同時文書化義務のない国外関連取引に係る推定課税等

同時文書化義務のない国外関連取引について、国税当局の当該職員が、ローカルファイルに相当する資料等の独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類の提出等を求めた場合において、60日以内の期日で当該職員が指定する日までに提出等がなかったときは、推定課税・同業者調査を行うことができることとする。



6. その他

その他所要の措置を講ずる。

7. 外国法人の内部取引に係る課税の特例、内国法人の国外所得金額の計算の特例等の各種制度における内部取引に係る文書化制度の整備

外国法人の内部取引に係る課税の特例、内国法人の国外所得金額の計算の特例、連結法人の連結国外所得金額の計算の特例、非居住者の内部取引に係る課税の特例及び居住者の国外所得金額の計算の特例について、上記と同様に、内部取引に係る独立企業間価格を算定するための文書化制度の整備を行う。

8. 適用時期

上記の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成30年分以後の所得税について適用する。

ローカルファイルの義務化は、国別報告書及びマスターファイルより適用事業年度が1年余裕があります。ただし、国別報告書及びマスターファイルの提出期限が「会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日まで」（最速で平成30年3月31日）である一方、ローカルファイルは対象年度の確定申告の提出期限（3月決算・単体納税で申告期限の延長の場合は平成30年6月末）と実質的な期限はほとんど変わらないことに留意が必要です。また、同時文書化義務のない国外関連取引（取引金額（受払合計）が50億円未満であり、かつ、無形資産取引金額（受払合計）が3億円未満である場合）に関しても、国税当局からの求めに対し60日以内に提出がなかった場合には、推定課税・同業者調査が行われ得るため、免除規定の該当の有無に関わらず、実務的には調査リスクが認められる全ての国外関連取引に対して、ローカルファイルの作成・保存が推奨されます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160217

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp